
償却資産(固定資産税) ～申告の手引き～

目次

I 償却資産とは.....1～4ページ

- 1.償却資産とは/2.償却資産の種類と具体例/3.業種別の課税対象償却資産の例
- 4.家屋と償却資産の区分/5.申告の対象とならない資産/6.少額の減価償却資産の取扱いについて
- 7.国税と固定資産税の取扱いの比較

II 申告について.....5～7ページ

- 1.申告対象となる方/2.提出する書類/3.提出方法/4.償却資産の評価及び税額の計算方法
- 5.過年度課税について/6.申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合/7.申告内容の調査について

提出・お問い合わせ

〒901-1195 南風原町字兼城686番地
南風原町役場 税務課 資産税班
TEL:098-889-4413 FAX:098-889-7657

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(機械・器具・備品等)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有されているものも含む。)をいいます。

2. 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例
第1種	構築物	舗装路面、園庭、門・塀、看板(広告設備)、独立煙突等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、テナントが施工した内装・内部造作等(詳しくは3ページを参照)
第2種	機械及び装置	太陽光発電設備、旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイスト、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル等
第3種	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09 及び000～099」、 「9、90～99 及び900～999」の車両)等 ※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療機器、測定工具、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機、金庫、金型、理容及び美容機器、衝立等

下記に掲げる資産も申告の対象となります。

- 建物仮勘定で経理されている資産
- 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- 未稼働資産(既に完成しているが、まだ稼働していない資産)

3. 業種別の課税対象償却資産の例

業種	主な償却資産
各業種共通のもの	受変電設備、舗装路面、門、塀、外溝、外灯、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、事務機、事務椅子、LAN設備、タイムレコーダー等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケ機器、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
加工・修理業	施盤、ボール盤、スライス盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具等
建設業	ブロックケージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、サインポール、テレビ等
医療業	各種医療用機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器)、各種事務機器、看板、待合室用いす等
駐車場業	舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)、駐車場料金精算機等
不動産賃貸業	駐車場舗装、塀、立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、太陽光発電設備等
娯楽業	パチンコ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、島台、カラオケ機器等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、独立キャノピー等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備等

4. 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消化設備、運搬設備などの建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋に施した建築設備・造作等のうち、次の表において◎で示すものは、償却資産に該当します。家屋の所有者以外の賃借人(テナント)が施したもので、その所有権が家屋の所有者に帰属しないものについては、構築物として賃借人が償却資産の申告をする必要があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	避雷設備	設備一式		○			◎
	火災報知設備	設備一式		○			◎
	給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎	
屋内の配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等				○			◎
給湯設備		局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)、中央式給湯設備		○			◎
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備		設備一式(洗面器、大小便器等)		○			◎
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア			◎		◎
		エスカレーター、ダムウェーター等		○			◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)			◎		◎

5. 申告の対象とならない資産

- (1)自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2)無形固定資産(特許権、商標権、営業権、水道施設利用権、ソフトウェア等)
- (3)牛、馬、果樹その他生き物(観光用、興行用は除く)
- (4)繰延資産(創立費、開業費等)
- (5)棚卸資産(貯蔵品、商品等)
- (6)取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
- (7)取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの

6. 少額の減価償却資産の取扱いについて

少額の資産であっても、個別に減価償却している資産や租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産については、償却資産の申告の対象となります。

償却方法	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のもので、一時に損金又は必要経費に算入された資産)		申告対象外			
3年一括償却		申告対象外			
中小企業特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5により損金又は必要経費に算入した資産)		申告対象			
個別減価償却※1		申告対象			

※1 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

7. 国税と固定資産税の取扱いの比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準に定められた減価率を用いる)	定率法又は定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月賦償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却 (所得税・法人税)	認められます	認められます
改良費(資本的支出)	区分評価	原則区分評価(一部合算も可)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額1円

Ⅱ 申告について

1. 申告対象となる方

南風原町内に事業用の償却資産を所有している方、または南風原町内の事業所に償却資産をリースされている方は、地方税法第383条に基づき毎年1月1日現在における所有資産を申告する義務があります。

2. 提出する書類

対象者	提出書類	償却資産申告書	種類別明細書		記入上の留意事項
			増加・全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	該当資産のある方	○	○		全資産記入してください。
	該当資産のない方	○			備考欄に資産なしとご記入ください。
前年度以前に申告をされている方	増加資産がある方	○	○		
	減少資産がある方	○		○	
	増加資産と減少資産がある方	○	○	○	
	資産の増減がない方	○			備考欄に増減なしとご記入ください。
	該当資産がない方	○			備考欄に資産なしとご記入ください。
	廃業・解散 町内への移転等	○			○

※事業所等の所在地、住所、名称が変更となった場合

変更前の事業所、資産の所在地、住所又は名称及び変更年月日を申告書の「18備考」欄に記載してください。

3. 提出方法

(1) 書類による申告書の提出

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の書類を南風原町へ郵送又は直接窓口にて提出をお願いします。

※申告書を郵送される方で償却資産申告書の控えが必要な場合は、必ず返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください。切手は、料金不足にならないようご注意ください。

(2) 電子申告による申告書の提出

eLTAX(エルタックス)を利用して固定資産税(償却資産)の電子申告を行うことができます。

(詳しくは7ページを参照)

4. 償却資産の評価及び税額の計算方法

(1) 評価額の計算方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月日、取得価額及び耐用年数基準にして計算し評価額を算出します。

【前年中に取得のもの】

取得価額×前年中取得の減価残存率(1-r/2)=評価額

【前年前に取得のもの】

取得価額×前年前取得の減価残存率(1-r)=評価額

毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率			耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	減価率	前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	1-r/2								
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962
21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945				

計算例

取得価額250,000円、取得時期令和6年7月、耐用年数4年の償却資産の場合

(前年中取得の減価残存率・・・0.781)

(前年前取得の減価残存率・・・0.562)

令和7年度 250,000円×0.781 = 195,250円
 令和8年度 195,250円×0.562 = 109,730円
 令和9年度 109,730円×0.562 = 61,668円
 令和10年度 61,668円×0.562 = 34,657円
 令和11年度 34,657円×0.562 = 19,477円
 令和12年度 19,477円×0.562 = 10,946円 < 12,500円

※令和12年度で算出額が取得価額の5%(12,500円)より小さくなるので、以降12,500円で評価されます。

(2) 課税標準額

賦課期日(1月1日)現在の全資産の評価額の合計が、課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額の合計から軽減額を控除したものが課税標準額となります。

(3) 免税点

課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。

なお、150万円未満となるかどうかは、評価額の計算をした結果により判定しますので、償却資産の多少にかかわらずご申告ください。

(4) 税額

税率は1.4%です。年税額は次のように求められます。

課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率(1.4%)	=	税額 (100円未満切り捨て)
-------------------------	---	----------	---	--------------------

5. 過年度課税について

申告内容の修正や資産の申告もれがあった場合は、その年度だけではなく資産を取得された翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、原則として5年度分)遡及することとなります。

6. 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な事由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収される場合があります。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

7. 申告内容の調査についてのお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づき調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。調査に伴い資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。

また、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類と申告内容に差異が見受けられた場合は、調査などを含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。

申告の手引きや申告書様式をダウンロードするには？

申告の手引き、申告書様式などは南風原町のホームページよりダウンロードできます。右のQRコードを読み込んでいただくと、償却資産のページに繋がりますのでご確認ください。
ホームページ <https://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2023122000022/>



電子申告するには？

eLTAX(エルタックス)より、申告データを送信することができます。
eLTAX(エルタックス)とは地方税の申告及び申請・届け出の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。
eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。



【eLTAXヘルプデスク】

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話番号 0570-081459(ハイシンコク)

上記の電話番号でつながらない場合:03-5521-0019